

原敬と華族 — 南部家との関係を中心に —

千葉 優

はじめに

一九一九年（大正八）八月、内閣総理大臣原敬が地元岩手県盛岡市で行われた与党立憲政友会東北大会に臨んだおり、報知新聞の記者として同行取材した、後の政治評論家御手洗辰雄は次のように述べている。

（前略）はじめて人間としての原さんの真実に接し、それまでの原観を一変させられた。故郷に対する愛情、旧藩主南部家の世話、特に五年前、九十二歳で亡くなられた母堂への孝心や、親族、旧知に対する心配りなど、見たり聞いたりするにつれ、それまでの鉄のように冷たく固い人とはばかり思いこんでいたイメージが、一つ一つこわれていった。¹

御手洗の記述から考えれば、原が在世中の時点で、少なくとも御手洗のようないわゆる「原番」の政治記者には、原が旧藩主家に対して世話をしていたことはよく知られていたということがわかる。この論文のテーマは御手洗のいう「旧藩主南部家の世話」を原敬がどのようにしていたのかという点にある。

政治家原敬と華族について採りあげた論考は今までもいくつかが存在し、

なかでも原が現実政治を行う上で必要だった貴族院との交渉・提携について、様々な点が明らかにされている。² 今回筆者が採りあげようとするのは、そのような側面とは異なり、原敬がこの制度そのものに抱いていた考え方や、華族の家政に深く関与していた彼の姿である。

華族と士族の関係、あるいは華族と地域の関係述べた先行研究としては、後藤致人氏の「明治における華族社会と士族社会—明治の「お家騒動」をめぐって」³や、柳教烈氏の「華族と地域—明治憲法体制の確立期を中心に—」⁴などが挙げられる。後藤氏は、明治二〇年代に華族社会で多発した「お家騒動」を例に、士族授産を地域社会における士族社会の再編過程として捉え直し、華族社会と士族社会の両者を結びつけ、旧大名家と在地士族のあいだには密接な関係があったことを述べている。

そして士族授産という形で在地における士族社会再編が進むにつれ、財政的にも精神的結びつきにおいても旧藩主の役割は上昇したが、その一面で士族社会は一枚岩でなく、内部に意見対立をはらみ、旧藩主家の家職は士族授産主流派に占められる傾向にあり、そこから「お家騒動」が発生する要因となったと主張している。これに対し柳氏は、明治維新を一時点として、旧藩主藩臣間の主従意識は形式的にも内容的にも変化を

開始したものの、主従意識そのものは脈々として明治から昭和にいたるまで流れ、そのことを基礎とし華族は旧自己藩地の産業化や公共事業への投資を積極的に展開していたとし、このような情誼関係に基づく華族の地域への働きかけは、地域における華族を中心とする結集や支配を残すこととなったと主張している。また、政府もこういった華族の地域に対する影響力を利用し、地方経営や政治的安定を図ったが、一方で影響力を持つ華族が地域と結びつき、再び政治的に勢力化し政府を脅かす可能性も秘めていたとも述べている。

原敬はすでに公刊されている日記（『原敬日記』）として福村書店から刊行。以下、同書より引用の際は、『日記』と略す）や文書（『原敬関係文書』として日本放送出版協会から刊行。以下、同書より引用の際は、『文書』と略す）の中に旧名家との関わりを示す史料が膨大に含まれている。また、当時の新聞記事からも多くの史料を見出すことができる。このため、比較的容易に旧名家との関わりを明らかにすることができる。これらの史料を用いて、旧名家との関係をどのように旧藩士たちがとらうとしていたのか、原という一人の人物を通して考えたい。

一 原敬の華族観

まず、原自身の華族に対する考え方、さらに華族制度についての見解はどのようなものであったのか、明らかにしたいと思う。

初めに、原自身の立場から見てみよう。原が立憲政友会入党前後、あくまで政治活動を必要とするための場として、貴族院議員就任を希望す

るという事実があった。原は一九〇〇年（明治三三）二月二十八日付同年九月二十六日付の二度にわたり井上馨に書簡を出し、貴族院議員でもない、政友会に入党しても下働きをさせられるという危機感がそこに述べられている。また、伊藤博文に対しても、同年一月一日に会談した際、貴族院入りを懇願している。しかし、一二月に星亨が汚職事件の責任をとり、通信大臣を辞任し後任が原となったこと、一九〇二年（明治三五）八月の総選挙で盛岡市選挙区から立候補して勝利し政治的地盤を固めたため、貴族院に政治活動の舞台を求める必要はなくなった。原は以後、衆議院を活躍の場とすることになる。

原は一八七五年（明治八）六月三〇日に分家し平民となっているが、いまでも「平民宰相」という首相当時のニックネームがついて離れない原が、「平民」ではなくなる、つまり華族になる可能性が幾度か存在した。

彼に、その勲功によつて爵位を授ける話は生前に四回あったとされる。一度目は一九一三年（大正三）、政友会の首領で原と並び称された松田正久が危篤に瀕した際（松田は男爵授爵直後死去）、二度目は二年後、大正天皇の即位礼終了後、その大礼使長官経験者であったがために、三度目は寺内内閣において設置された臨時外交調査会委員となったために、そして最後は第一次世界大戦の講和論功行賞の際である。彼は尽くせるだけの方法を尽くして、沙汰がある前にすべて回避したことが、『日記』に詳しく記されている。また、一九二二年（大正一〇）、原の暗殺後にも伯爵授爵の話があったが、妻あさが受けなかったために実現しなかった。その引き替えとして、「遺書」において本人が否定した位階勲

等の昇叙が「恩命」を受ける形で実現した。

原が華族を辞退し続けた理由については、養子である貢(奎一郎)が、著書『ふだん着の原敬』において要約している。それによれば、第一に、政党首領として衆議院議員であることにこだわったこと、第二に、「爵位をもらった本人は、自分の功勞によつていただくのだから、どうにかやつていくだろうが、二代目三代目ともなれば(初代の苦勞も知らず、財産を派手に使い果たしてしまふ)バカモノも出てくるから困る」ということ、第三に元老たちの選考によつて決められる爵位を有り難がらなかった、ということになる。¹⁰⁾ 第二の理由には、華族、また華族制度というものへの原の批判的な目が潜んでいると言えよう。さらに第三の理由の背後には、藩閥政治への原の強い抵抗心が見て取れよう。

また原は、「自分は、今の制度(筆者註 華族制度)では一家の将来の爲めにも、亦た個人としても之(筆者註 華族となること)を希望しない」、「之は、家に巨万の富を積んで豊かな余財を子孫に遺すことは子孫をして暗愚ならしむると同様であつて、人は刻苦修養せしめなければ決して有爲の人物は出来るものではない(引用文の読点は筆者による)」と語つていたともいう。¹¹⁾ こういった点から、原がその当時の華族制度そのものに批判的であり、そして、華族制度によつて作り出された華族では、「刻苦修養」した「有爲の人物」は形成できないという見方をしており、これが拒否の原因ともなつていたと考えられる。

浅見雅男氏は著書『華族たちの近代』のなかで、原の辞退の理由についてさらに掘り下げた検討を加えている。¹²⁾ しかし、原の言うことや態度は正論だとしつつも、それには「いかがわしいもの」が感じられるとし、

原が「賊軍」盛岡藩出身であることに着目して、藩閥への憎しみの一点こそが授爵拒否の本音だとしたことは、少々強引でうがちすぎな立論のように思われる。浅見氏のいう点もフアクターとして存在するかも知れないが、史料を尊重すれば、本人が日記で語つたり、遺族や親しい人の証言しているような様々な理由が重ね合わさつた上での授爵拒否とするのが自然ではないだろうか。

自身の爵位についてこのように顧みなかつた原であるが、それでは華族制度そのものについてはどのような見解を持っていたのだろうか。それを知る手掛かりは、原が大阪毎日新聞社社長時代に自身で筆を執つた、華族制度について論じている社説である。

一八九八年(明治三一)七月一七日付の社説「華族論」では、華族の体面という側面から、自らの主張を展開する。すなわち、華族の中では資産の多い旧大名は、今のところ旧家臣達に存在する情によつて体面を維持しているが、将来はそれも困難になる。資産のない公家出身の華族や明治維新の功勞によつて華族となつた人々は、大名華族のような状況は望めない。したがつて、華族としての体面を維持できないような者は、華族になるべきではないし、してもいけないのである。そして、最後に原の真骨頂といえる論が展開される。すなわち、華族が抱いていた自分たちが「皇室の藩屏」であるという考え方について、それを真つた向から否定し、国民こそがその藩屏であると主張するのである。¹³⁾

さらに一九〇〇年(明治三三)五月一二日付の「授爵について」という社説においては、功勞によつて華族に列するのであれば、爵位を子孫に伝えるという制度上、華族の体面を維持するための用意をせねばなら

ず、そのためにも当人の死の直前や死後にはなく、なるべく生前の内
に授爵するべきだとの主張を展開している。¹⁴⁾

さらに原は、華族になる資格も識見もないのに父祖の爵位を継承する
ことは決してよいものではないと考え、もし国家が華族制度を必要とす
るなら「一代華族制」を採ることを是とした。¹⁵⁾

このような原の華族に対する見方と酷似した主張が実は当時の大名華
族の中にも存在する。それは南部伯爵家の当主南部利祥としながの華族観である。
陸軍中尉の利祥が日露戦争に従軍し、戦地から一門の遠野南部家当主で
あった南部義信宛てに送られた書簡の中でこの華族観が述べられている。

この書簡は利祥が戦死したのち、地元岩手の二大紙であった「岩手日
報」（以下、「日報」と略す）、「岩手毎日新聞」（以下、「岩手毎日」と略
す）に掲載された。ここで利祥は、家政を家令や家扶たちにまかせたり、
「華族」という今いる存在にあぐらをかいて豪遊したり、そのことによ
って旧家臣たちにより所有の財産をだまし取られ、気が付いたときには
すでに遅かったという当時の大名華族に多かった「馬鹿殿様」的な面を
批判している。さらに利祥は「所謂御旧臣に就て」と題し、旧家臣の存
在を三種に分け、義信に対し、経済整理のための家政顧問をつけるのな
らば旧家臣の中でも誠意誠心を持った人物にやらせるのがよいとし、旧
家臣は親戚の次に尊いものであるが、世の中において最も恐ろしいもの
でもあると述べている。¹⁶⁾

この利祥の華族論について「日報」では、それを支持する批評を掲載
している。¹⁷⁾ここでわかることは、この当時から華族というものは「放恣
濫態」をするもので、あまり良いものではないと一般の人々から受けと

められていたということである。

後藤致人氏は先の論文「明治における華族社会と士族社会」のなかで、
明治一〇年代の有馬家、尾張徳川家、相馬家を例に挙げ、明治維新を主
体的に行動し得た世代として、その当時の当主たちを「華族第一世代」
と位置づけ、士族授産に積極的で、旧藩との関係を維持しようと模索し
ていた世代とする。一方、それに対して明治二〇年代に入り華族の家の
実権を握った「華族第二世代（第一世代の子供の世代）」は、大名意識
からの脱却を目指し、旧藩から距離をとり、華族家として旧藩から自立
して存在しようとする意志を見せたとして、旧久留米藩主有馬家で御家
騒動が起こった際の当主、有馬頼萬がとった旧藩士や宗親族の家政介入
の拒否という態度から、華族の戸主の自立性確立の指向性が存在するこ
とを指摘する。確かに後藤氏の述べているような一面もあるだろうが、
先に見た原や利祥の華族観を見ると、旧藩地に寄生する大名華族の側面
も、この時期まだ残っていることがわかる。従って、後藤氏の論は、少
し一面的すぎるのではないかと思う。

先の原の華族論と利祥の華族論を比較してみると、非常に興味深い事
実に突き当たる。それは二人の「華族」というものに対する見方がほぼ
一致するという点である。彼らの異なる点は華族の天皇を守る「藩屏」
としての立場の概念の持ち方だけである。利祥は華族の天皇を守る役割、
すなわち「藩屏」としての役割を認めているが、原は華族が天皇を守る
「藩屏」だという議論を「陳腐」だとして批判し、その天皇を守る立場
は国民であると主張している。その点を除けば原と利祥の大名華族や旧
家臣に対する見方は限りなく近い。

原の華族観は、華族制度の存在には消極的賛成といった立場だが、華族である要件として「体面」を保つという点を重視し、華族世襲制度のシステムに批判的で「二代華族制」を志向していたと総括できよう。原がこのような華族観を有していた背景には、当時の華族たちのあり方や、安易に爵位を与える制度の運用にかなり厳しい見方をしていたことがあるだろう。

二 諸侯華族と旧家臣たち

原敬と旧主家である南部家との関係を述べる前に、原と同様、大名華族となった旧主家の家政に關与した有力政治家たちの例を見ることにする。

先述の後藤論文によると、明治二〇年代に至っても旧主家と旧領の地域社会に展開された士族社会との間に密接な関係がみられ、旧家臣が旧主家の家政に介入することがあったことを、相馬家や有馬家、尾張徳川家の「お家騒動」を例に挙げつつ、指摘している。さらに士族授産という形で在地における士族社会再編が進むと、財政的にも精神的結び付きにおいて旧藩主の役割は上昇し、一方士族社会は一枚岩ではなく、内部に意見対立をはらみ、旧藩主家の家職は士族授産主流派に占められる傾向にあったとも主張している。旧家臣と旧藩主の関係は、そのようなものばかりだったのだろうか。

主立った華族には、家政機関として家令・家扶などという名称をもつ使用人（家職）が存在した。一方、旧大名家の華族（諸侯華族）のなか

には、その家政機関とは別に、江戸時代の主従関係を利用して、旧家臣（もしくは陪臣・領民）の出身で、政治家・実業家・軍人・高級官僚・学者など、近代社会の中で「立身出世」を遂げて有力者となった人物を、自家の顧問や相談役（家によって名称は異なる）に起用して、家政の運営について諮問した。例えば、原敬の生きた時代の明治・大正期の大物たちでは、毛利公爵家（旧萩藩主家）における伊藤博文・井上馨・山県有朋ら、¹⁸⁾ 島津公爵家（旧鹿児島藩主家）における松方正義・山本権兵衛・牧野伸顕ら、¹⁹⁾ 伊達伯爵家（旧仙台藩主家）の斉藤実、²⁰⁾ 上杉伯爵家（旧米沢藩主家）の平田東助などが挙げられよう。

原と同じ東北出身の平田の場合、藩医の伊藤昇迪の子という関係から、旧主家の上杉伯爵家の家政に關与している。『伯爵平田東助伝』によると、平田は一九二二年（大正一一）まで家政相談人として家政に關与した。しかもかつての主従関係も忘れることなく、上杉邸を訪れると、出入りは必ず内玄関からで、表玄関は使わなかったという。²¹⁾ つまり、内玄関を使うということは、客人の待遇を自らとらなかつたのではないかと考えられる。

原敬の政敵、加藤高明も旧尾張藩主・徳川侯爵家の旧臣として、相談人からはじまり、相談人長を経て、最後には最高顧問として家政に大いに関わった。大蔵省参事官時代の一九九〇年（明治二三）の秋に、当時徳川家の相談人長をしていた子爵成瀬正肥（旧尾張藩付家老）の下、永井久一郎（文部大臣秘書官）などと並び、徳川侯爵家の相談人に推挙された。徳川侯爵家の相談人の職務は、「家政全般の事件を商議し、意見があるときはその意見を陳述する」というものであった。当時の徳川家

の年収は、五、六万円に過ぎず、旧徳川御三家の筆頭としての面目を維持できなくなってきた。加藤は相談人と一緒に徳川家の財政状況を調べ、尾張徳川家が東京から去るべきであるとの結論に達した。それほど、当時の徳川侯爵家の財政状況は悪化していたのである。加藤は東京から去るべきだとの主張をした上でイギリス貴族の例を挙げ、「彼等が生活の本拠を置くその生活ぶりは当然、我が国大名華族の生活でなければならぬ。」と力説した。さらに、藩邸での論議を見極めた上で、政府方面の空気を緩和する運動に着手した。こうした加藤の努力が功をなした。一八九三年（明治二六）九月に侯爵家当主徳川義礼の名古屋在住が許され、その結果徳川侯爵家の家計は安定した。当時徳川家家職であった海部昂蔵が後に「今日、徳川家がその当時の十倍の家計を維持することが出来るのは、一に加藤のおかげである。」と証言している。

この他にも加藤は、元尾張藩主徳川慶勝の明治維新の際の功により、慶勝の子息の義恕が男爵を授爵し独立する際にも、財政的基礎を確立したり、徳川侯爵家の親族関係に絡む事件を解決したりしている。

一九〇二年（明治三五）五月に加藤は侯爵徳川義礼に家職に関する家政改革を忠告した。ところが相談人長の成瀬は加藤が示した能率本位の改革案を承諾しなかった。成瀬が承諾しなかった背景には、成瀬が旧尾張藩付家老という伝統を重んじる立場から、旧来の慣習を守ろうとしたことが考えられる。加藤はこれに激怒し、七月には徳川侯爵家の相談人の辞職を申し出た。この件は、一〇月二日に侯爵の母親である貞徳院が死去した際、遺言に「家事の将来を加藤に託す」との内容があったため、加藤の辞職は事実上、なくなったのである。

一九〇六年（明治三九）の夏、加藤は華族の学校である「学習院」で養子候補を物色し、越前松平家出身の松平錦之丞を見出した。そして一九〇八年（明治四一）二月に松平は徳川侯爵家に入籍し、徳川義親と改名したのである。五月二四日に加藤は、徳川義親の将来についても徳川家から委託された。

加藤が駐英大使として在任中、徳川侯爵家の相談人長をしていた旧家臣の子爵田中不二麿（元司法大臣）が死去し、徳川家は加藤に後任になるよう依頼した。加藤は承諾し、以後死去するまで最高顧問として君臨した。このような加藤の旧主家に対する献身的な貢献により、徳川侯爵家は家事財政ともに安定し、しかも同家を重い存在に位置するようにしたのも加藤の力量によるものであると『加藤高明』の著者は述べている。^{〔註〕}ここに見られる旧家臣たちは、さまざまな側面において、その有する人脈や影響力を行使して、旧主家のために尽力した。旧主家が彼らに期待したのも、自家の問題の解決のために、彼らの持っている力を利用しようということだったと思われる。後藤氏の論とは異なる側面で、このような旧家臣と旧藩主の関係も存在したのである。

三 藩政時代の南部家と原家

原敬と南部家との関係に入る前に、藩政時代の原家と南部家の関係を簡単に述べておきたい。話の前提として、江戸時代の盛岡藩における家臣の家格制度を見ておこう。ただし、ここで注意せねばならないことは、盛岡藩の家臣団の研究はあまりおこなわれておらず、したがって基礎的

な事項も詳しくわかっていない。²³⁾

まず「上々様方」と呼ばれる藩主の親族としての扱いを受ける人々、「御家門方」と呼ばれる独立して分家し家来扱いされるようになった南部家の一門の者、主として南部家の一族や重臣層の家柄である「高知」、勤役中藩政に功績のあつた者、または高知の分家で本家から願ひ出のあつた者が取り立てられる家格である「御新丸御番頭」、「平士」と呼ばれる一般の藩士たちが続く。この他に領内の各地に住居して、藩の禄を得ていた「所御給人」と呼ばれる人々も家臣団の中に組織されていた。

原家の先祖、初代平兵衛政親は、新参の侍を多く召し抱えた盛岡藩主南部重直に一〇〇石高で召し抱えられた。しかし、三代目の茂平慶貴の代に「儒者論」と呼ばれる藩内の政治抗争にまきこまれ、家禄を没収されてしまう。慶貴はのちに帰参し、以後の当主は新田開発や献金を行うことで家禄を増加させていく。そして敬の祖父である七代直記芳隆は藩主の側役人として功労があり、一八五一年（嘉永四）一〇月二〇日に盛岡城大奥の工事について功績があつたとして、それまでの平士の身分から御新丸御番頭へ格上げになつたのである。そして一八五三年（嘉永六）には加判御役（藩の出す証文に、最高意思決定機関のメンバーとして署名する家老クラスの役）となつた。明治維新段階の原家の禄高は二二六石八斗八升三合であつた。このように原家は幕末には上級家臣としての家格を備えていたのである。そのため、藩主家とのつながりは深い。原が旧家臣として家政に関与したのは、このような主従関係の中で育つた原が生い立ちに規定されたためと考へて良いのではないだろうか。

四 原敬の南部家家政関与

史料に見える原敬と南部家の最初の関わりは、『文書』を見る限りでは、一八八〇年（明治一三）二月、藩校「作人館」の先輩である阿部浩と共に、先代の当主南部利義の息子（利国）に「賜禄若干」を与えて分家させる提案を、先代当主利剛に上申したことに始まる。

一八八九年（明治二二）一二月二九日、原は南部家から、菊池武夫（東京帝国大学教員、後に弁護士）、奈良真志（海軍主計総監）、本宿宅命（海軍大臣官房長・海軍大臣秘書官）、阿部浩（鉄道事務官、後に東京府知事）らとともに、東京における諮問委員を委託された。しかし、原は、委員就任前から南部家家政に深く関わっていたことが『日記』の記述から読みとれる。たとえば、同年一月一六日条には、原が阿部浩ら六人と共に、南部家の家政改革を求めて上京した旧家臣らの宿泊する旅館を訪問し話し合いをもつたこと、同一月三〇日条には南部家家令の一条基緒の辞意をうけて、本宿や奈良と協議し、留任との結論に達したという記事が見られる。

諮問委員時代の南部家家政への関与について、『日記』には、財政面についての記事がみられる。一八九四年（明治二七）四月二九日条および五月六日条の『日記』には、当時「華族の銀行」と言われた第十五銀行株券の処分について、諮問委員や南部家家扶の船越金平と相談し、炭鉱株への交換を決定しているという記事が見える。原は南部家の財政が安定するような方策を採つたのである。

以上の点について千田稔氏は、「南部家では、企業勃興期に旧臣ら三百人が旧領地に貫属替えして家政改革に着手すべしとするが、旧臣原敬らが反対する。そして、彼らは（明治）二十二年十二月に家政諮問員となり、東京にとどまって基礎確立を企図する事になるが、該家では主要諮問員たる原敬自らが華族に対して批判的だった事もあって、改革は消極的なものとなった。」と述べている。³³ 千田氏の見方は原の立場、家政改革の展開について否定的だが、東京在住の旧主家と接触する機会がこの当時比較的少なかった盛岡の旧家臣よりも、旧主家と同じ東京にいる旧家臣の方が、旧主家のおかれた状況をよく把握しているということには考えられないだろうか。原の行動を見ると、むしろ南部家の置かれた状況を勘案して財政的基盤を確立し、南部家の家政運営がよりよい方へ進むように考えていたと見た方が適切なように思われる。さらに、千田氏は、華族に対して批判的だったことに原の家政改革への消極性の理由を求めているが、原はむしろ積極的といえるほど家政への関与を行っており、また華族に対して批判的立場をとっていた原が自分の考えを押しつけて家政改革を消極的にしようとしたという氏の見方についても、子細に『日記』を読むと、原は改革の必要性を認識しており、華族への批判的な立場ゆえに家政改革にブレーキをかけたという情報は見出すことができない。原の行動の何をもって家政改革に消極的とするのか、筆者には疑問である。

就任以来約一〇年南部家の諮問委員をつとめた原であるが、一八九九年（明治三二）八月八日に辞任した。³⁴ しかし、原は辞任後も南部家の家政に関わっており、六年後、一九〇五年（明治三八）四月一七日に南部

家から原の名は公表しない形で顧問就任を依頼され、就任するのである。³⁵ 原が旧主家から頼られたのは、旧盛岡藩出身者の中では珍しく、明治政府と深い関係を有し、伊藤博文、井上馨など政府関係者とのつながりも深い一人であった。南部家では、原の立場を利用する形で、意見を聞いたり影響力を行使してもらうような状況が生まれていったと考えられる。

再び南部家顧問に就任した原は、その死に至るまで、南部家の家政に深く関わっている。ここからはその具体的な動きを事例をあげて検討する。

『日記』の一九〇二年（明治三五）七月六日条を見ると、原が井上馨から南部家嫡男南部利祥と毛利家の婚姻についてとりまとめを依頼されている。さらに井上は七月八日付の書簡（原敬記念館蔵）の中でこの件について原の尽力を要請し、東条英教陸軍少将と面談の上、事を進めるよう依頼している。東条は旧盛岡藩のお抱え能役者の子供であり、利祥が陸軍に入ってから、軍人としての育成に関わってきた。原は井上の意向を受け、南部家家令太田時敏や毛利家の親族である子爵秋元興朝と協議した。そして利祥の「三〇歳になるまで結婚しない」という意思をふまえて、さらに東条とも相談の結果、本人が右のごとく主張するならばの立場を尊重し、毛利家にあいまいな返事をするのもいけないから、いったん断り、本人の熱がさめるころにもう一度話をしよう、ということになった。³⁶

井上が原にこの話を持ち込んだ理由として、井上と原の深い関係が挙げられる。すなわち、井上は原を官僚の道に引き入れ、その後も深い交

渉を持っていた人物である。旧家臣である毛利家の代弁者として井上は近い関係にある原を通じて南部家の意向を確かめ、一方原は南部家に深い関わりを持つものとして、南部家内の意向をとりまとめる役割を担ったことになる。

前回の婚姻問題が起こってから三年後、南部家にまた同じような婚姻問題が持ち上がる。今度は公爵岩倉具定の娘との婚姻であった。この話は伊藤博文が持ち込んだ話である。原も大いに関わったはずであるが、『日記』の一九〇五年（明治三八）五月二四日条に多少の記述がある以外は不明である。ただ、以後の経過から見てこの問題は結局実現しなかったということは断言できる。

伊藤は当然岩倉家の旧家臣ではないが、岩倉具視と伊藤のよく知られた関係を考えれば、この場合岩倉家の代弁者として、旧家臣として、陰で南部家の家政を担っていると見なされた原に話を持ち込んだと考えられる。

一方、原の南部家家政関与で注目されるのは、家政整理問題、南部家の財政面建て直しに力を注いだ点である。南部利祥は一九〇三年（明治三六）の襲爵早々、家政整理の方針を打ち出した。家政改革の主たる原因は、『日記』の一九〇〇年（明治三三）八月一日条によると、家令の南部晴景が相場に手を出して失敗し、南部家の納戸金を破綻させた点にある。菊池武夫や奈良真志らは家令を放逐して騒動になり、毎日両派の人間が原の所に来て協力を頼んでいた。この騒動に対する原の態度は、伯爵南部利恭がこの問題について何か発言しない限り問題に干渉することとはできないというものだった。³⁸これは自分が干渉することにより問題

がこじれてしまうことを防ぐための慎重な配慮のように思われる。結局、南部晴景は更迭され、後任には太田時敏（盛岡藩士・新渡戸伝の子。新渡戸稲造の叔父。元大蔵官僚）が就任する。この納戸金の破綻がこれから見ていく利祥の家政改革の動きにつながっていくのである。

襲爵前の一九〇三年（明治三六）一〇月二二日に原など主立った旧家臣を前に語った利祥の理想は、家政を家令以下の尽力と旧家臣の助力によつて切り盛りしようとする一方、出来る限りの儉約と諸種費用の削減や家政人員の削減等を柱とするものであった。これに対して原や菊池武夫は利祥が家政に自らあたるように助言している。また原は、まず財産を調査し、太田家令と協議のうえ、改革の必要があれば改革を行い、利祥の必要に応じて諮問を受けることを提言し、他の出席者もこれに賛成した。さらに基本資産である邸宅や土地の売買は行わないことで利祥と原の立場は一致した。³⁹利祥のとつた家政改革の基本線は財産を維持しつつ、普段の生活・活動といったものに制約を加えて改革を行おうとするものであり、原は急進的な改革にブレーキをかけたつても、基本的に家政改革を行おうとする利祥の立場を支持し、提言を行っている。

ここに見られる利祥の家政改革のスタイルは、その後藤論文で指摘されている有馬頼萬のような「華族第二世代」が掲げた旧家臣団・宗族親族の家政介入を拒否し、戸主の家政における自主性確立を進め近世的大名意識から脱却しようとしている家政改革に対し、戸主の家政における自主性確立と近世的大名意識からの脱却という点では共通するが、旧家臣団や宗族親族の家政介入を全面的に拒否するのではなく、むしろ逆に自らの指向する家政改革について意見を諮問するスタイルをとる。従

つてすべての場合において、有馬頼萬のような「家政改革」によって、「お家騒動」が起きる原因となるということには、端的にいえないように思われる。

この家政改革は、利祥が日露戦争に従軍し、一九〇五年（明治三八）三月四日に戦死したため一時頓挫するものの、引き続き太田家令の尽力によって一九一五年（大正四）に負債が消却し、翌年には五〇万円も資産に余裕が出来るほどになっていた。

しかし太田が亡くなると、南部家には再び財政上の問題が起こり、また大田の後任人事でもその人を得なかつたために、原が再び表面に立つことになる。『日記』の一九一五年一月二〇日条を見ると、原は太田の死を惜しみながら、伯爵南部利淳と妻の敏子に対し、家政の序列から家扶の山本茂昭を太田の後任に推しつつ、容易に意中の人物を口外せぬよう忠告している。しかし原は、太田の後任を選ぶのが困難であるとの認識を『日記』の中で示している。原は山本に対し、太田の後任として南部家家令に就任するよう内密に要請し、また利淳とともに再度要請するが、山本は二度とも固辞した。山本に対する家令就任要請の場において原は利淳に対し、かつて利淳の兄・利祥が家政改革を行う際に述べた方針と同じ事を述べ、さらに自らの華族観も述べている。その内容は先にふれた原の大阪毎日新聞時代の社説「華族論」と同じような趣旨で、「旧臣も追々縁故薄くなりて現に家令を得るにも困難なるに付、将来は尤も注意を要する事、華族は家令、家扶より金を取上ぐる事を望み而も其金は自己の財産より出る事も悟らざるもの多き事を説きて忠告せり。」というものであった。このような話を原がしたのは、山本茂昭か

ら内密の話という形で、利淳が放蕩を覚えて、贅沢を覚えたという話を聞きつけたからである。

山本に二度も家令就任を固辞された原は、家令の後任として陸軍予備役大佐で旧盛岡藩出身の及川恒昌を推薦した。及川は幼い頃、盛岡藩校の「作人館」で原と同じ寮におり、性質を熟知していたことが推薦の決め手となった。及川は、一九一五年二月八日、正式に南部家家令となった。原はこの経過を振り返りながら、先に述べた旧家臣と旧藩主との関係が年々薄くなり、南部家だけでなく他の大名華族においても、家令を選定するのが困難になってきていることを述べ、華族の前途への不安を述べている。

かくして家令の後継も決まり、問題は一段落したかに見えたが、それからわずか二年後、南部家にまた事件が起こったのである。多趣味、多芸の持ち主として知られていた利淳は「アトリエ」を新築するとともに、鎌倉や逗子などに別荘を購入した。そのための資金の調達は家令の及川に負わされ、彼は捻出のため、株の相場に手を出し失敗したのである。

『日記』の一九一七年（大正六）五月から七月にかけての記事をみると、五月一六日に利淳が原のもとを訪問し、事件の概要を述べた。そして鹿島組（現株式会社鹿島）社長で、盛岡藩士の家に生まれた鹿島精一が利淳の元を訪れ、仲買人の破産によって事件が発覚したことを告げ、及川に南部家家令を辞任するよう勧告したことを述べた。原は利淳に、事件がいつ頃からのものなのか、損失がどの程度なのかを尋ね、事件がいつ頃かであるかは不明であるものの、損失は（当時の金額で）一万二〇〇〇円あまりとの答えを得た。

利淳は結局、原に問題解決を依頼した。原は早速行動に移る。二〇日に及川を招いて事実を糾した。及川は事実を認めた上、さらに株の相場に手を出したことについて利淳は始めから同意し、四〇〇〇円あまりの利益があつて、南部家の経済に組み入れたものの、株の暴落で損失が生じたと述べた。また、損失を補填する工夫を原に示すことになつており、利淳とも相談していると弁明している。原はあまり重要ではないことは相談があるがこのようなことを内緒にするのは遺憾だと不快感をあらわにしている。損失額は一万六八〇〇円であつたという。

『日記』の中で原は、先に述べた南部晴景が南部家の納戸金を破綻させた問題を回顧した上で、この事件以後相場等で儲けることを戒めたはずが、自分に内緒でまたも相場に手を出し失敗した利淳や及川の行動に対し、怒りをあらわにしている。原は問題の解決策として事実を究明した上で、将来を戒める必要性を考える。さらに原は、利淳の品行な行動に対する抗議の意志を込めた南部家相談役辞任について検討したことがうかがえる。

五月二〇日午後、原は利淳の元を訪問した。その際原は、利淳が及川の株相場に手を出すことに承認したことを問いただし、利淳は中途半端ながらもそれを認めている。さらに原は、利淳の頃から委託されて相談役をやっているのに、なぜ自分に内緒でこのようなことをしたのか問いただしている。この問いにも利淳は、無責任な答弁に終始している。原は損益の詳細を利淳に問いただした。利淳は、家計担当の向井長純家従に聞いた結果、大抵の調書を差し出したものの、不明な点があることを答えている。最後に原は利淳に対し、自分に内緒にしていることや利淳

自身の行跡についても別に考慮するところがあるが、目下の急務は善後策を立てることにあるとし、盛岡にいる山本茂昭家扶を緊急に呼ぶことを求めた。⁽⁴⁶⁾かくして二九日の夜、山本は原に呼び出される。その場で原と山本は、及川の失態の後始末を協議し、綿密に取り調べ善後策を立てるべく内談した。⁽⁴⁷⁾『日記』の六月二五日条には、六月二三日に山本と及川が原の元を訪れ、及川の辞職を原は認め、買い入れた株の処分など財政上の問題は鹿島精一に囑託して解決にあたらせることとした。鹿島への委託は、経営者としてその道にくわしいため上手く運用できるだろうという配慮、また経営者としてある程度市場にも顔がきくことを見込んだことが考えられるだろう。さらに原は二四日に旧藩出身の田中館愛橋^{たなかたけあき}（東京帝国大学教授）を招き、相談役として南部家の家政監督を囑託し、鹿島精一を会計担当相談役、向井長純を家扶に昇格するなどの家政人事を断行し、その一方で、旧家臣との情を温めるという趣旨のもと、旧藩士家の学生に学資を出資すること、その出資の元金として南部家の東京淀橋にある付属邸を売却し、その益金を原資とする公債の利子を学生に給与することなどを決定するなど、家政の問題解決にあつた。⁽⁴⁸⁾

このように原は家令の更迭、そして後任人事の決定に主導権を取り、自らの意向を十分に反映させたのである。これらの問題に付随して、原が旧主家の人事から財政、旧藩士家の育英事業、旧主家の生活面といった幅広い側面の改善にも関与していることがよくわかる。また旧盛岡藩出身者が連携して旧藩主家の危機に対応し、関与したこともわかる。育英事業を開始することになったことからわかるように、この当時の藩主家は一面ではこういった旧藩出身者のよりどころ的立場を求められて

いたのである。

原が家政に関与した華族は、旧盛岡藩主・南部伯爵家だけではない。南部家の一門である南部男爵家（遠野南部家）の財政についても種々の助言を与えていることが『日記』などからうかがえる。ただ、遠野南部家の世襲財産などに関する史料は、あまり残されていないため、詳細に論ずることができないことを了解されたい。

原の遠野南部家に対する助言について述べる前提として、華族の財産の基礎である世襲財産制度について述べておく必要がある。一八八六年（明治一九）に公布された「華族世襲財産法」は、世襲財産として二種類の財産を設定し、第一類として田・畑・山林・宅地・塩田・牧場・池沼など、第二類として政府発行の公債証書、または政府の保証もしくは特別の監督に属する銀行・会社の株券をあげている。華族に低利金を融通し、「華族の銀行」として知られた第十五銀行の株券などは第二類に準じていた。第四条では世襲財産の最低額を定め、第三条が規定する財産の一種または数種でその総額が毎年金五〇〇〇円を下らない総収益を生ずる財産たるべしとした。第五条は家屋・庭園・図書・宝器などを世襲財産付属物となしうるとし、第六条は、「負債償却ノ義務アル財産」は世襲財産及びその付属物になしえないとした。第一三条は、世襲財産及びその付属物の売却譲与や質入書入を禁止、第一四条は、世襲財産とその付属物は負債の抵当として差し押さえられないとした。以上述べた抵当の特典により、資産の裕福な華族は積極的に世襲財産を設定した。その一方、資産の少ない男爵や勲功華族の中には年収五〇〇円を下らない物件自体を設定できない華族も多く、このため、世襲財産を設定でき

た華族は意外と少なかった。華族世襲財産は、裕福な華族には特権でも、資産の少ない華族には経済的負担にしかすぎない制度であった。世襲財産とした不動産を有価証券に交換できないなど、施行後三〇年を経過し、時代の流れに適合しないあまりにも厳格すぎる規定があるため、一九一五年（大正四）の第二次大隈重信内閣時に一度改正されている。¹⁹

このように華族の設定する世襲財産は、国家の保護を受けるもので、法律上の不融物として家督相続人だけが不可分にこれを承継でき、民法上の売買や贈与の目的となることはできなかった。また、その上に抵当権や質権を設定することもできなかった。債権者も民事上の強制執行の目的を理由に差し押さえたり、一般の先取特権に基づき競売することも不可能だった。従って世襲財産のすべてが家産として、永久にその子孫が世襲できることが法律上許されていた。ただ、世襲財産でも租税やその他の公法上の金銭義務においては、滞納処分の対象となり、土地収用法に基づく収用の目的となり得るが、その場合は代わるべき財産をもって世襲財産を補充しなければならなかった。世襲財産の設定には宮内大臣の認可が必要であるが、この場合の認可は当時の皇室法上の監督の作用ではなく、世襲財産の設定が国法上の効力を生じる要件であり、宮内大臣はこの場合、単に皇室の機関としてではなく、国家の機関としての職務を行うもので、法律に従ってこの国家事務が特に宮内大臣に委任されていたのである。⁵⁰

一八九三年（明治二六）八月に遠野南部家旧主の名声を維持し、家法の確立を図る目的で商議員会が設立され、二五名の商議員が選出された。彼らの第一の事業は、授爵運動であった。⁵¹この運動が起こった際に、無

尽組織で募金作りを開始することになった。華族の財産の基礎となるべき世襲財産も充分ではなかったため、旧臣らが相謀り一種の「頼まれ無尽」(貯金同盟会)を結成し、これは旧主家の援助のための運動を開始した。旧知行地の有志を勧誘し、一八九六年(明治二九)一月二二日、設立総会が開催され、その場で規約が決定された。規約の内容は、一九〇五年(明治三八)一二月を終期とし、満会時には当主の南部行義に金三〇〇〇円を贈呈することを目的としていた。この点から、遠野南部家に財産があまりなく、世襲財産も作れそうになかったことがわかる。

ところがこの問題は、一九〇〇年(明治三三)までは記録に見えるが、その後見えなくなる。金銭が預金されていた遠野銀行が破綻したため、無尽が失敗したためではないかと考えられている。⁵⁵

遠野南部家は奉還禄を下賜されたものの、元の一萬三〇〇〇石の禄高ではなく、戊辰戦争敗戦後に与えられた一二〇俵を基準としたわずかなもので、これを不公平と感じた遠野南部家の旧家臣は、原の実力を利用してしようとした。遠野南部家の旧家臣の一人、広田実敏は一九〇一年(明治三四)一月二一日付の原宛ての書簡において、政友会の権力者であった原の力を頼っている。⁵⁶

広田については、一八九七年(明治三〇)に行義が男爵を授爵した際、功労の賞が与えられたが、同じ旧家臣の山奈宗真や当時の遠野町長和田隆秀などは、それが過分であるとして不満を抱いた。山奈は遠野南部家扶伊能友寿に度々抗議をしたり、和田に説諭願を出し訴えたとされる。⁵⁷

郷土史家吉田政吉氏は「遠野南部家は明治維新と共に、その家庭財政はすっかり窮乏に陥ったのでした。」と述べている。さらに吉田氏は遠

野南部家の収入について、「幾らかの田からの収入の外は、何の収入もなかったもので、祖先伝来の所蔵の絵画、道具類の売却、借財による外はなかったもので、明治末年頃から大正の初年にかけて、その借財は盛岡銀行からの三千円を筆頭に、町内の富商から借りたものは実に二万円に上った。」とも述べている。⁵⁸しかしながら、『文書』の中の「南部家始末」の中にある「大正六年九月三日遠野南部家男爵家事件」を見ると、遠野南部家は何らかの形で授爵以降に華族としての世襲財産をきちんと設定したことがわかる。ところが浪費のために取り崩され、困窮したことがわかるのである。⁵⁹確かに明治維新の際、遠野南部家が財政不如意に陥ったのは事実であろうが、すべてをそこに求めるのは筋違いであり、遠野南部家が世襲財産を維持する方策をとらなかった点が大きいのではないだろうか。従って吉田氏の主張にはかなり無理があるといえよう。

先の原の華族観で見た南部義信に対する南部利祥の書簡は、このような遠野南部家の財政状態に対する本家当主からの忠告とみてもよいかもしれない。

『日記』の一九一七年(大正六)九月三日条を見ると、原は先述した広田実敏から、負債が六〇〇〇円も存在する遠野南部家の財政に対して本家である南部伯爵家からの援助が受けられるよう依頼を受けていた。そしてこの九月三日に、遠野南部家当主の南部義信や広田実敏、南部家親類一同や伯爵家令山本茂昭が原の元を訪れ、原はその場で、「(前略)余は此負債は如何に弁解するも乱費より出たる事に付、伯爵家より幾何にても補助すると云ふには先以て本人将来の決心を必要とする事に付、伯爵家に対し書面を出して誓言を要す(後略)」と述べた上で、様

々な忠告を与えた。原は遠野南部家の現状を「名家の跡なるも子孫愚なれば如此情況なり、困ったものなり。」と言つて呆れている。⁽⁸⁵⁾ こうして原の忠告の結果、一九一八年（大正七）の末、東京美術倶楽部で遠野南部家から払い下げられた品や質入れしたものを持ち寄り、公開売却した。⁽⁸⁶⁾

さらに二年後の一九一九年（大正八）一月二日条の『日記』を見ると、原の滞在していた腰越別荘に広田実敏ら二名が訪ね、遠野南部家の負債整理のため、旧家臣の什器や遠野南部家の道具類を売却することに ついて相談をしている。二年前の負債整理問題の結末も同時に述べられていて、結局、遠野南部家が原の提言を実行しなかったことがわかる。

負債の一部は整理したらしいが、二年前と比べ負債の額が増加し、一万四、五〇〇〇円にもなつてしまつている。原は遠野南部家の家臣達のために、自らの内閣書記官長である高橋光威に対し問題の斡旋を命じている。⁽⁸⁷⁾

しかしこれだけでは負債を返済するのにまだ足りなかつたようである。⁽⁸⁸⁾ これより以後のことについては確たる史料が存在していない。従つてこれ以上この問題に触れることは出来ないが、結末の手がかりとして原が暗殺された後、この遠野南部家ではお家騒動がおこり、ゴタゴタの末に落着いたということである。

このように原は、盛岡南部家ばかりではなく、その分家からも家政への関与を求められているのである。むろん本家である盛岡南部家からの依頼もあるだろうが、分家の遠野南部家も、結果として旧家臣では同輩だが、政府の実力者となつた原の実力に期待して問題を持ち込んだものと考えられる。原も種々助言を試み、さらに首相就任後にも内閣書記官

長に問題解決を依頼するなど、ここでも自らのコネクションを活用していることがわかる。

原が南部家に与える自らの影響力を行使する形で実現したこととして、岩手公園の開園や桜山神社の維持経営に原が重要な役割を果たしている点をあげておく。

一九〇四年（明治三七）、岩手県知事北条元利や盛岡市長関定孝らが上京して原のもとを訪れ、盛岡城跡を公園に借用することについて懇望し、原の尽力を求めた。彼等は原が盛岡選出の衆議院議員であるという立場はもちろんのこと、原の南部家に対する立場をも理解した上で、原にこの話を持ち込んだのであろう。これを受けて原は南部利祥に働きかけて盛岡城跡借用の承諾を得ている。⁽⁸⁹⁾ さらに原は公園化に異論をとない者に対しても説得を行い、このような尽力の結果、一九〇六年（明治三九）九月一五日の開園にこぎ着けている。

この話から、依頼者側が原の立場を踏まえた上で話を持ち込んでおり、原もその立場に立脚して話を進めていることがうかがえる。

一方、盛岡城跡にある桜山神社は南部家の祖先を祀る神社である。この神社は南部家が県庁に神社維持費用と祭典費は南部家が支出するといふ書面を出し、それを条件として社格が県社に昇格していた。しかしこの頃になると、運営維持において困難な状況が生じていた。『日記』の一九一〇年（明治四三）一〇月五日条には、東京の南部邸で桜山神社について協議したことが記されている。当時の桜山神社の規約では氏子が神社の費用を負担する規定になつていた。桜山神社の場合、明治維新以来何度か場所を移転しており、そのためか氏子が一四〇から一五〇戸も

生じたにもかかわらず、この氏は神社の維持も祭典もできないような状況であった。そのため氏子の総代と、南部家との間で衝突が絶えなかった。すでに原は第一次西園寺公望内閣の内務大臣をしていたときに、南部家家令の太田時敏から内密にこの問題について相談を受け、腹心である水野鍊太郎神社局長に調査させている。調査の結果は、「(前略)氏は全権を有し、維持費を南部家より出す迄にて法律上如何ともすると能はず(後略)」というものであった。

一九〇九年(明治四二)、この問題で南部家から解決の依頼を受けた原は、帰省中の盛岡でこの問題に関する書類を調査し、「(前略)氏子総代と南部家との間に契約をなし之を監督官庁に認めさずより外に手段なし」という結論に達した。

かくして原は、笠井信一岩手県知事とともに契約案を作成して、南部家側、桜山神社側神官の小枝刺某(原文のまま)、氏子総代側の梅内直曹、大矢馬太郎を県庁に招き提示したが梅内や小枝刺が反対し合意できなかった。このことを笠井や南部家から内密の内に聞いた原は翌年の帰省時、自ら氏子総代の梅内を説得し、結果として知事起草の契約案から第八条と第一三条などを削除し、交渉が妥結した。この契約書は南部利淳に調印を求めることになったが、原は念のため書簡で、菊池武夫に契約書を一覧させている。これに対し菊池は一九一〇年(明治四三)一月一四日付の書簡で原に対し、契約書の内容を承認している。同時にこの書簡からは、問題解決のために原がかなり骨を折ったことが推察される。

一〇月一七日には原が南部邸を訪れ、利淳や家令の太田時敏にこれま

での経過を述べ、神社に属するべきものと、南部家に属するべきものと
の金銭上の区別とを内談している。また、調印が成立した翌月は山本と
氏子総代の梅内を東京に呼び、将来の手続きについて打ち合わせるとも
した。

このように原は問題を解決しただけでなく、地域や旧藩社会の将来を
見据えて計画を実行していたようである。また、桜山神社における水野
鍊太郎の例からもわかるように、自らの内務省に持っていた人脈をフル
に活用して、話を進行させようとしたこともわかる。

おわりに

これまで述べてきた旧主家に対する原の立場を総括すると、原の南部
家へのこだわりが強くみてとれる。原は維新で盛岡藩が「賊軍」「賊
藩」扱いされたことに対し、強い怨念を持っていたと言われている。そ
のようなものが背景として存在する一方で、『日記』の記述からは、旧
主家に対する原の目は冷めているといえるほど冷静なものである。しか
し、ひとたび問題が起こればそれを收拾しようとする姿からは、藩政時
代禄を食んだ旧家臣としての立場というのを重んじていたのではないか
と思われる。この点は、第一章でみた同時代の有力者に共通するのでは
ないだろうか。

もう一点、政党政治家として、自らの寄って立つ地域社会への尽力が
必要だったため、士族社会への配慮も必要とされたということも指摘で
きよう。

ただし、やはり強調しなければいけないのは、原の立場、その持つコネクションを旧藩主家が利用しようとした側面である。この点を「諸侯華族と旧家臣たち」のところで見た他の有力者にも通じる側面である。

結論を述べると、冒頭で述べた柳論文で指摘されていた通り、明治維新を一時点として、大名華族となった旧藩主と旧藩士の主従意識は、形式的にも内容的にも変化したものの、脈々と流れていた。その点を大名華族は、自家の問題解決や旧藩士家の育英事業などといった幅広い側面の改善のために利用したといえる。ましてやこれまで見てきた原のように、旧家臣のなかでも明治政府の実力者となった人物がいれば、なおさら政府内に影響力を行使してもらう状況が生まれていたのである。華族間の交渉では、毛利家と南部利祥の縁談における井上馨と原の交渉からもわかるように、華族の家政を担っている旧家臣同士の交渉が行われることもみられた。旧家臣側は、その人脈や影響力を行使し、旧主家のために尽力した反面、旧家臣のよりどころ的立場として、旧主家を求めていたのである。

一九二一年（大正一〇）一月四日、原敬は東京駅で暗殺された。原のあまりにも突然の死は各界に大きな衝撃を与えたが、南部伯爵家の当主南部利淳も衝撃を受けた一人であった。利淳は普段は快活な口調だったとされるが、この時ばかりは悲痛な語調で原の暗殺の報を聞いたときの衝撃、それに対する失望落胆ぶりを「岩手日報」の記者の前で現した⁽⁹⁾。それだけ原という存在は、南部家にとって全面的に安心して寄り掛かることのできる、とてつもなく巨大な大樹のような存在であったのである。

註

- (1) 御手洗辰雄「原敬 その人間にふれる」、原敬遺徳顕彰会編集・発行『写真集原敬没後五十年 その生涯』（一九七〇年）所収。
- (2) 原の貴族院との交渉・提携についての先行研究の例として、山本四郎『評伝原敬』下巻、（東京創元社、一九九七年）や玉井清『原敬と立憲政友会』（慶應義塾大学出版会、一九九九年）などが挙げられる。
- (3) 『文化』第六〇巻第三・四号（一九九七年）。
- (4) 『神戸大学史学年報』一〇（一九九五年）。
- (5) 山本四郎『評伝原敬』上巻、（東京創元社、一九九七年）一九・二七五～二七六頁。
- (6) 『日記』第一巻、三〇二頁（明治三三年一月一五日条）。
- (7) 『評伝原敬』上巻、一九・二七五～二七六頁、楠精一郎『列伝・日本近代史―伊達宗城から岸信介まで―』（朝日新聞社、二〇〇〇年）一五〇～一五二頁。
- (8) 『日記』第三巻、三五四頁（大正二年一月三日条）、同三六〇頁（同年一月一日条）、同三六一頁（同年一月二日条）、同三六四～三六五頁（同年一月二日条）、同三七九頁（大正三年一月一日条）、刊本第四巻、一一一頁（大正四年七月七日条）、刊本一三二～一三三頁（同年九月二日条）、刊本一三八～一三九頁（同年一月一日条）、刊本一三九～一四〇頁（同年一月二九日条）、刊本三〇〇頁（大正六年七月八日条）、刊本三〇二～三〇三頁（同年七月二三日条）、刊本三二六頁（同年一月二〇日条）、刊本三三三頁（同年一月二三日条）、刊本第五巻、二六七頁（大正九年八月九日条）。
- (9) 原奎一郎著『ふだん着の原敬』（毎日新聞社、一九七一年）二四八～二五〇頁。
- (10) 同前、二三三～二五〇頁、および原奎一郎著（原敬遺徳顕彰会編集・

- 発行、一九七六年）『原敬』一三六頁。
- (11) 雑誌『主張・原敬一周忌記念号』（復刻版、財団法人新渡戸基金、一九九五年）一六頁。
- (12) 浅見雅男『華族たちの近代』（N T T出版、一九九九年）二〇二～二三五頁。
- (13) 原敬全集刊行会編『原敬全集』上巻（明治百年史叢書・第九三巻、原書房、一九六七年）四一六～四一八頁。
- (14) 同前・六二〇～六二二頁。
- (15) 既出『主張・原敬一周忌記念号』一六頁。
- (16) 「伯爵南部中尉」(三)～(五)『岩手毎日』一九〇五年（明治三八）三月一五～一七日付（第一七八九～一七九一号）、および「故南部伯の華族観」『日報』一九〇五年（明治三八）三月九～一日付、第二三五六～二三五八号。
- (17) 「白三角」『日報』一九〇五年（明治三八）三月一〇日付（第二三五七号）。
- (18) 『伊藤博文関係文書』第七巻（塙書房、一九七九年）三五四～三五五頁。
- (19) 藤村通監修、松方峰雄・大久保達正・加藤瑛子・西江錦史郎・前川邦生編集『松方正義関係文書』第三巻（大東文化大学東洋研究所、一九八一年）三九五～三九六頁、および大久保監修、松方・森田右一・加藤・西江・前川・兵頭徹・中嶋庸生編集『松方正義関係文書』第一〇巻（同前、一九八九年）一六五頁、および『松方正義関係文書』第一二巻（同前、一九九〇年）解題九ページ、『島津家おもしろ歴史館』（尚古集成館、一九九一年）七九・八四ページ、伊藤隆・広瀬順皓編『牧野伸顕日記』（中央公論社、一九九〇年）二二四・二八〇～二八一・五八七・六二二頁。
- (20) 財団法人斉藤子爵記念会編纂兼発行『子爵斉藤実伝』第四巻（一九四二年）一六六～一七五頁。
- (21) 加藤房蔵編纂『伯爵平田東助伝』（平田伯伝記編纂事務所、一九二七年）二五三頁。
- (22) 伊藤正徳編纂『加藤高明』下巻（加藤伯伝記編纂委員会、一九二九年）七七九～七八五頁。
- (23) 盛岡藩の家臣団制度について論じたものとしては、一ノ倉則文「南部藩官職考」(一)～(三)、『奥羽史談』第五巻三号、第六巻一号、第二六号）があるが、家格制と藩政組織を体系的に整理しきれていないように思われる。
- (24) 盛岡市史編纂委員会編輯『盛岡市史』第四分冊、近世期中（盛岡市役所、一九五〇年）、八～一一頁。
- (25) 様々な文献において芳隆の名が「直記」と書かれているが、実名は「芳隆」である。
- (26) 「盛岡藩国住居諸士」（『岩手県誌資料・藩士（二）』所収、岩手県立図書館蔵）。
- (27) 同前。
- (28) 「奉致堂南部公書」『文書』第四巻二一〇～二一一頁。
- (29) 『日記』第一巻、同日条、一四九頁。
- (30) 『日記』第一巻、一四七・一四九頁。
- (31) 『日記』第一巻、二二七頁。
- (32) 『社会経済史学』第五二巻一号（一九八六年）。
- (33) 『文書』第一巻、四七一頁および『日記』第一巻、二八七～二八八頁。
- (34) 『日記』第三巻、一三三～一三三頁。
- (35) 『日記』第二巻、二〇～二一・三〇・三七～三八頁、および「秋元子爵の中尉談」『岩手毎日』一九〇五年（明治三八）三月一六日付（第一

- 七九〇号)、菊池悟郎編纂兼発行『南部中尉』(一九一三年)三五〜三六頁、原奎一郎・山本四郎編『原敬をめぐる人びと』(日本放送出版協会、一九八一年)二〇七頁。
- (36) 刊本第二卷、一三七頁。
- (37) 「南部家の怪木」『岩手毎日』一九〇五年(明治三八)三月一七日付(第一七九一号)。
- (38) 刊本第一卷、二九五頁。
- (39) 刊本第一卷、七六〜七七頁。
- (40) (32)に同じ。
- (41) 刊本第二卷、八八〜八九頁。
- (42) 同前、一九一五年(大正四)二月三日条(八九頁)および「伯爵家々令後任」『日報』同年二月一四日付(第五三八四号)。
- (43) 同前、一九一五年二月八日条(九〇頁)。
- (44) 同前、一九一五年二月三日条(八九頁)。
- (45) 「スカウトの本領示さる―故南部伯のこもも」『岩手毎日』一九三〇年(昭和五)一月四日付(第九九六四号)、「弔南部伯」『岩手毎日』同年一月九日付(第九九六九号)、「噫!南部伯爵」(二)、「御趣味豊かなりし故南部利淳伯」(一)『岩手毎日』同年一月一二日付(第九九七二号)、「故伯爵を偲びて―太田孝太郎氏談」『日報』同年一月四日付(第一〇五九八号)、「南部伯爵の薨去を悼みて―南部利克子談」(下)『日報』同年一月一日付(第一〇六〇五号)なお南部利克は、盛岡南部家の分家の旧八戸藩主家の当主。利淳の叔父。
- (46) 刊本第四卷、一九一七年(大正六)五月二〇日条(二八〇〜二八一頁)。
- (47) 同前、一九一七年五月二九日条(二八七頁)。
- (48) 同前、一九一七年六月二五日条(二九七頁)、同年七月一一日条(二九八頁)、同年七月二二日条(三〇二頁)、「南部家家職更迭」『岩手毎日』同年七月二七日付(第五五八五号)。
- (49) 岡部牧夫・小田部雄次編・解説『華族財産関係資料』上卷(不二出版、一九八六年)解説七〜八・一三頁。
- (50) 美濃部達吉「華族制度概説」(一)(『国家学会雑誌』第四九卷第一号、東京帝国大学、一九三四年)。
- (51) 田面木貞夫編著『遠野の生んだ先覚者 山奈宗真』(遠野市教育文化振興財団、一九八六年)五六頁。
- (52) 遠野市史編修委員会編修『遠野市史』第三卷(万葉堂書店、一九七六年)五八八〜五九二頁。
- (53) 同前。
- (54) 『文書』別巻、四五頁「遠野南部家并旧臣家禄給与請願関係」より。
- (55) 『遠野の生んだ先覚者 山奈宗真』五七頁。
- (56) 吉田政吉著『遠野南部家物語』(国書刊行会、一九七三年)三五二〜三五二頁。
- (57) 『文書』別巻、四一〜四二頁。
- (58) 刊本第四卷、三二二頁。
- (59) 『遠野南部家物語』三五三頁。
- (60) 刊本第五卷、五九頁。
- (61) 『遠野南部家物語』三五三頁。
- (62) 刊本第二卷、八八頁。
- (63) 同前、一九四頁。
- (64) 刊本第三卷、四三〜四四頁。
- (65) 同前。
- (66) 同前。
- (67) 同前、四六〜四七頁。

(68) 同前、四三〜四五頁。

(69) 『文書』第一卷、五〇〇〜五〇二頁。

(70) 刊本第三卷、四六〜四七頁(明治四三年一〇月一七日条)。

(71) 「今は悲しき思出―各方面の追懐談 その夜芝の首相邸を二回見舞はれ南部伯爵の愁嘆―当時の光景を語る」『日報』一九二二(大正一

〇)年一月七日付(第七六六号)

(付記) この論文は、平成一〇年度國學院大學法学会主催懸賞論文に応

募し、最優秀賞を受賞したものに加筆・訂正を加えたものである。

(ちば・まさる 株式会社もしもしホットライン)